

職業安定法に基づく情報公開

○返戻金制度に関する事項

当法人は、紹介により就職した求職者が一定の期間内に、自己都合により退職又は本人の責めに基づく解雇した場合に紹介手数料の一部を払戻する制度（返戻金制度）を以下のとおり設けております。

就業開始後 1 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・100%払い戻し
就業開始後 1 か月超 3 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・50%払い戻し
就業開始後 3 か月超 6 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・25%払い戻し

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求職者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。